

議案第62号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正概要

令和3年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じて、以下のとおり改正する。

1 改正内容

(1) 令和4年度以降の期末勤勉手当

再任用職員以外の職員 … 期末手当を年間0.15月分引き下げる。

再任用職員 … 期末手当を年間0.1月分引き下げる。

再任用職員以外の職員

	令和3年度		令和4年度					
	期末	勤勉	改正前		改正後			
			期末	勤勉	期末	勤勉	期末引下げ	
6月期	1.275月分	0.950月分	1.275月分	0.950月分	1.2月分	0.950月分	-0.075月分	
12月期	1.275月分	0.950月分	1.275月分	0.950月分	1.2月分	0.950月分	-0.075月分	
年間計	4.45月分		4.45月分		4.3月分			-0.15月分

再任用職員

	令和3年度		令和4年度					
	期末	勤勉	改正前		改正後			
			期末	勤勉	期末	勤勉	期末引下げ	
6月期	0.725月分	0.450月分	0.725月分	0.450月分	0.675月分	0.450月分	-0.05月分	
12月期	0.725月分	0.450月分	0.725月分	0.450月分	0.675月分	0.450月分	-0.05月分	
年間計	2.35月分		2.35月分		2.25月分			-0.1月分

(2) 令和4年6月期における期末手当の取扱い

令和3年人事院勧告は通常であれば令和3年12月期から実施されるが、国においては同時期での実施を見送り、令和4年6月期の期末手当から、令和3年12月期に支給した額と同時期に人事院勧告を実施した場合の差額を調整額として減額することとしたため、国と同様の調整を行う。ただし、日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員については調整額は適用しない。

調整額は令和3年12月期の期末手当支給額に次の割合を乗じて算出する。

- ① 再任用職員以外の職員 127.5分の15
- ② 再任用職員 72.5分の10

2 施行日

令和4年6月1日から施行する。